様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025　年　1　月　27　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃぐろっぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社グロップ  （ふりがな）　 はらだ　りゅういちろう  （法人の場合）代表者の氏名 原田　竜一郎  住所　〒703-8247  岡山県岡山市中区穝東町2-2-5  法人番号　　　　6260001002220  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グロップホームページ  「DX推進に向けた取り組み」 | | 公表日 | 2024　年　12　月　25　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームぺージ  公表場所：トップページ（https://www.grop.co.jp/）→企業情報→「DX推進に向けた取り組み」のページ  （https://www.grop.co.jp/dx/）  記載箇所：取り組み方針 | | 記載内容抜粋 | 日本の労働市場は少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を背景として人手不足の深刻化が進んでいます。また、生成AIの発展と普及に代表されるように業務の生産性の向上や効率化を推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）の動きは経済状況の変動に関わらず高い関心が寄せられております。  テクノロジーを活用した業務のリモート化、自動化・省人化、データによる分析・最適化は目まぐるしいスピードで進み、生産性の向上や効率化に関するサービスの需要も同じように変化していっております。・・・ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | コーポレートサイトでの公表にあたり、取締役会の承認を得ております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グロップ　ホームページ  「DX推進に向けた取り組み」 | | 公表日 | 2024　年　12　月　25　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームぺージ  公表場所：トップページ（https://www.grop.co.jp/）→企業情報→「DX推進に向けた取り組み」のページ  （https://www.grop.co.jp/dx/）  記載箇所：DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①これまで蓄積された案件をデータベース化し、全社で共有することで、クライアントの特性や要請に応じたナレッジを迅速に抽出・活用できる仕組みを構築します。  ②人材サービス会社として蓄積した膨大な採用データを活用し、より効果的な採用手法を提案することを目指しています。  ③これまでの非IT系BPO業務に加え、新たにIT系BPO業務へとサービスラインナップを拡充し、DXを活用したソリューションの提供も積極的に進めてまいります。  ④最適な業務遂行状況を整えるため、当社ではシステムの導入や入替えだけでなく、付随する運用の見直しを常に行い、社員の労働生産性を高めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | コーポレートサイトでの公表にあたり、取締役会の承認を得ております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームぺージ  公表場所：トップページ（https://www.grop.co.jp/）→企業情報→「DX推進に向けた取り組み」のページ  （https://www.grop.co.jp/dx/）  記載箇所：DX推進を支える組織体制 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の実行をリードするため、各事業部、エリアにDXチームを設立しております。DXチーム、間接部門の情報システム部とも各部門と横断的に協力し、部門ごとのニーズを理解し、適切なソリューションを提供に努めています。各エリアのDXチーム担当者が定期的にミーティングを行い、取り組み状況を確認し合い、課題解決に向けて意見討議を行っています。 人材確保、人材育成の観点では、経験者の採用に加え、将来を見据えたDX人材の採用も積極的に行っています。また、グループ会社間での連携も進めることで、グループ横断的な人材の活用と育成を行っていきます。DX人材の育成・レベル向上のため、定期的に研修・勉強会等を行いDX知識のアップデートを継続的に行います。  HPには組織体制図も掲示。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームぺージ  公表場所：トップページ（https://www.grop.co.jp/）→企業情報→「DX推進に向けた取り組み」のページ  （https://www.grop.co.jp/dx/）  記載箇所：DX推進のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | 社内IT環境整備方針   1. 新しい技術やソリューションの情報を常に収集し、社内で共有し、業務効率効果、費用対効果の両面から利益をもたらすかを見極めたうえで最適な設備やシステムの検討を行っております。 2. 現在使用中のシステムに関しても、ランニングコストや導入後の効果、未導入の場合のデメリット、保守状況を確認し、費用対効果に見合うものであるかを定期的に検証します。 3. リモートワークや常駐先の業務等、働く場所の制限を減らすため、セキュリティを担保したネットワークを整備し、クラウド技術やグループウェア等のデジタル技術を活用することで、社外においてもセキュアな状態で業務を遂行できる環境を整えています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グロップホームページ  「DX推進に向けた取り組み」 | | 公表日 | 2024　　年　12　月　25　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームぺージ  公表場所：トップページ（https://www.grop.co.jp/）→企業情報→「DX推進に向けた取り組み」のページ  （https://www.grop.co.jp/dx/）  記載箇所：DX推進による成果指標 | | 記載内容抜粋 | 顧客満足度、労働時間の短縮と業務効率化、開発・導入支援、部門間連携の3点で記載しております。  顧客満足度  顧客と従業員から定期的にフィードバックを収集し、DX戦略の成果に対する満足度を評価します。顧客満足度の向上を成功の重要な指標としております。  労働時間の短縮と業務効率化  DX推進で業務の効率化が進むことによって該当業務にかかっていた時間の短縮、労働時間の削減にもつながることが期待できるため、一人当たりの業務時間を算出することで、DX推進による成果の指標としております。  開発・導入支援、部門間連携  現場のニーズを聞き取り、専門部署がシステムを開発し、システムの導入については、問題なく運用に移れるよう導入支援を行ないます。必要があれば、人材を派遣しサポート・育成も行います。システム開発数、導入支援数をDX推進による成果の指標としております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　　年　12　月　25　日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームぺージ  公表場所：トップページ（https://www.grop.co.jp/）→企業情報→「DX推進に向けた取り組み」のページ  （https://www.grop.co.jp/dx/）  記載箇所：取り組み方針、DX戦略、DX推進を支える組織体制、DX推進のための環境整備、DX推進による成果指標 | | 発信内容 | 発信者は、実務執行総括責任者である代表取締役社長になります。  取り組み方針  日本の労働市場は少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を背景として人手不足の深刻化が進んでいます。また、生成AIの発展と普及に代表されるように業務の生産性の向上や効率化を推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）の動きは経済状況の変動に関わらず高い関心が寄せられております。 テクノロジーを活用した業務のリモート化、自動化・省人化、データによる分析・最適化は目まぐるしいスピードで進み、生産性の向上や効率化に関するサービスの需要も同じように変化していっております。  上記のような環境下において、「トリプルウィン」を企業目標に掲げる当社グループにおいては、労働者派遣はもとより、様々な人材サービスの中から労働者と事業者双方に最適なソリューションを提供することが求められています。BPOサービスにおいても、マーケティングからコール、事務委託、印刷、メーリングと一気通貫で受託できる当社グループにおいては、その中から常に最適なソリューションを提案し、グループ間の連携をより強固にすることで、より付加価値の高いサービスの提供を目指してまいります。目まぐるしい変化の時代の中でも、「人」を基軸にして「トリプルウィン」を念頭に顧客に寄り添うことはこれまでと変わらず、その中で人材の提案、業務の請負、当社グループのセンター内でのアウトソーシング他、様々なサービス中から最適なソリューションを提案してまいります。IT・デジタルを活用した新しい技術やソリューション等のサービス内容のラインナップを常に進化させて、お客様、お取引企業様にとって価値ある新しいサービスや商品の創出を行い、社会に貢献する企業であり続けることを目指しています。・・・ |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃～2024年11月頃 | | 実施内容 | 「DX指標診断フォーマット」による自己診断を実施。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2005　年　7　月頃　～現在継続中 | | 実施内容 | 社内規程（情報セキュリティ規程及びPMS規程）に基づき、ITセキュリティチームまたは個人情報／ISO事務局が主幹となり全社で実施している。PMS規程に基づき、個人情報保護が計画通りに実施されているかを確認するため、年一回（毎年１１月～翌年２月の間）、全ての部門に対し内部監査を実施している。内部監査員はPMS規程に基づき有資格者により編成される。監査手順の詳細についてはPMS規程に定めており、計画書及びチェックリストを用い、個人情報保護の観点から運用体制が適切であること、ルールが遵守されていること等を監査・点検し、その項目には情報セキュリティに関する内容を含む。また、内部監査員にはITセキュリティチームのメンバーが加わっており、情報セキュリティに関する監査や啓蒙の取り組みも行っている。  また、「SECURITY ACTION」において、「二つ星」を宣言しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。